

特集 みんなで目指そう！交通事故ゼロのまち

令和3年度 通学路安全対策の例



▲「学童注意」の路面標示を新設

▲「止まれ」の路面標示を補修



▲交差点に「安全ポール」を新設

令和3年6月に千葉県八街市で、下校中の小学生の列にトラックが衝突し、5人が死傷する交通事故が発生しました。これを受けて全国一斉に、教育委員会・学校、PTA、道路管理者、警察などによる市町村立小学校の通学路における合同点検が行われました。

また、埼玉県は、5年ごとに「通学路安全総点検」を行い、県内市町村の小・中学校などの通学路について、整備計画を作成・公表しています。この調査も、令和3年度に行い、令和4～8年度の5カ

年計画が作成されています。これらの調査の結果、市が管理する道路などでは、78件が安全対策が必要な箇所となっており、本来の計画を前倒しして、令和3～4年度に優先的に対策を進めているところです。

通学路の安全確保は、行政や警察の対策だけでは成り立ちません。道路にはみ出している樹木を剪定したり、子どものいる家庭と一緒に交通ルールを確認したり、身近なところから市民の皆さんのご協力をお願いします。

子ども達の未来を守ろう！通学路総点検を実施



みんなで目指そう！  
交通事故ゼロのまち

新年度を迎える4月。満開の桜とともに、希望が詰まったランドセル姿で小学校1年生の登下校が始まります。また、入学や就職などで、通学や通勤に変化のある人も多いのではないのでしょうか。

「このような始まりの時期だからこそ、気を付けたいのが交通事故です。」この機会に『交通安全』について見直してみまじょう。

交通指導員や保護者などに見守られながら登校する上柴東小学校の児童の皆さん

小学校の新1年生も覚えてね！交通ルール「4つの約束」

**①止まる**  
と  
道路を渡る前に必ず止まりましょう

**②見る**  
み  
飛び出しは危険！右・左の安全をよく見て確かめましょう

**③待つ**  
ま  
信号が青になるまで待ちましょう

**④確かめる**  
たし  
もう一度、車やバイクが来ないか確かめましょう

特集 みんなで目指そう!交通事故ゼロのまち



深谷警察署 菊地 勝 交通課長

※深谷・岡部地区は深谷警察署、川本・花園地区は寄居警察署が管轄となり、市は両警察署と連携して安全対策を行っています。

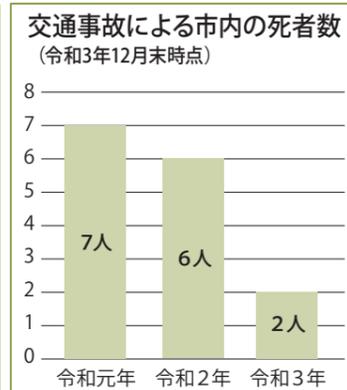
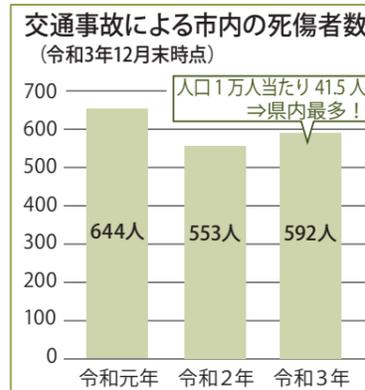
深谷警察署交通課長さんに聞きました!

交通事故を防ぐためにはどうすれば良いのでしょうか?

交通事故をなくすには、1人ひとりの『意識』が重要です。警察では、子ども達が交通ルールを学び、交通安全の意識を高められるよう、市内小学校で交通安全教室を開催しています。子ども達は、登下校中はもちろんですが、放課後や休日に交通事故に遭わないよう、よりいっそう注意が必要です。ぜひ家庭でも、繰り返し交通ルールを確認してください。

また、交通事故で特に多発しているのが、高齢者が関わる事故です。誰でも年齢を重ねるにつれて、交差点での見落としが増えたり、ブレーキをかけるタイミングが遅くなったりします。それを自覚することが、交通事故を減らす第一歩です。歩行中も運転中も周囲をしっかりと確認したり、運転のスピードを落としたりと、ゆとりある行動を心掛けましょう。もし運転に不安があれば、免許証の自主返納も検討してください。

深谷市内が『死亡事故ゼロ』、『交通事故ゼロ』になるよう、皆さんで交通安全への意識を高めていきましょう。



深谷市の令和3年中の交通事故発生状況を見ると、事故の死者数は、前年より4人減少したものの2人の尊い命が失われました。また、死傷者数は前年より39人増加し592人で、これは人口1万人当たり41.5人と県内最多です。特に、交差点内や歩行者横断中

- ・必ず横断歩道を渡る。渡る時はハンドサイン(合図)で意思表示する
  - ・夕暮れ時や夜間は、明るい色の服を着て反射材を身につける
  - ・自転車のルールとマナー
    - ・ヘルメットを着用する
    - ・夕暮れ時は早めにライトをつける
    - ・夕暮れ時や夜間は、明るい色の服を着て反射材を身につける
  - ・自動車のルールとマナー
    - ・横断歩道は歩行者優先! 道路交通法第38条を順守する(KEEP38プロジェクト)
    - ・夕暮れ時は早めにライトをつける
    - ・適切にハイビームを使う
- の事故が多発する傾向にありま  
す。交通事故を人ごとと考えず、  
口ごころから事故を防ぐ行動がとれ  
るよう、交通ルールとマナーを確  
認しましょう。

深谷市では交通事故による死傷者数が増加!

このマークの意味を知っていますか? 横断歩道の交通マナー

自動車が横断歩道を通る際には決められたルールがあります!

**ルール1** 横断歩道に近づいたときは停止できる速度に減速

横断歩道付近は、歩行者や自転車の飛び出しなどに備える必要があります。

**ルール2** 横断歩行者などがいる場合は一時停止

横断歩道者がいる場合、横断しようとしている歩行者がいる場合は、必ず一時停止してください。

**ルール3** 横断歩道手前の追い越し・追い抜き禁止

横断歩道手前30m以内は追い越しも追い抜きもしてはいけません。

**ルール4** 停止車両がいるときは必ず一時停止

停止車両の前方に出るときは、必ず一時停止してください。



KEEP 38 プロジェクト

横断歩道の歩行者優先義務が規定されている『道路交通法第38条』の交通ルールを正しく理解して、守り、模範運転をする取り組みです。

歩行者が横断歩道を渡るときは『ハンドサイン』で横断の意思表示!  
手を上げると80%以上の車が止まります

横断歩道を渡るときは、手を上げるなどの『ハンドサイン』でドライバーに横断する意思表示をしましょう。また、ドライバーが迷わず判断できるように、横断しない場合は、横断歩道の近くに立たないようにしましょう。



道路横断時の安全行動イメージキャラクターサイン(SIGN)ちゃん

歩行者が安全に道路を横断するためのハンドサイン(合図)について、ポイントを分かりやすく表したイメージキャラクターです。

- S** しっかり 手を上げる【横断意思表示】
- I** いつでも 安全を確認【安全確認】
- G** じっくり 他の車にも注意する【他車両動向注意】
- N** にっこり 気持ちを伝える【会釈でありがとう】